

所管課	市民生活部税務課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)		施 策										
	第5章 自律協働都市	04 行財政運営		03 行政資源を有効に活用する										
事業：市民税賦課事業							整理番号 0035							
目的	市の財源を確保するため、市民税の賦課を行う。													
目標	法令に則した適正な賦課を行う。													
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	44,149		コスト情報・評価	総コスト(千円)	116,581		総合評価 B	妥当性	A				
	財源内訳	一般財源	26,903		内訳	事業費	44,149		効率性	A				
		国府支出金	17,246			人件費	72,432		有効性	B				
		地方債	0			公債費	0		課税客体の正確な把握に努め、業務の委託や電算化を図るなど、適正かつ効率的な賦課を行った。					
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	1,044							
			0			世帯あたり(円)	2,467							
貢献度	施策に対する事業貢献度	A		根拠	施策を推進するための自主財源となる市税を確保しているため。									
今後の方向性	引き続き市民税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。													

事業優先順位	1 細事業：個人市民税賦課事業							整理番号 01				
目的	個人市民税の賦課を行う。											
目標	個人市民税の適正な賦課を行う。											
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前		根拠法令	地方税法						
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較			平成25年度	平成24年度	比較			
	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	43,393	43,402	-9		コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	104,388	102,916	1,472	
		一般財源	26,147	26,162	-15			内訳	事業費	43,393	43,402	-9
		国府支出金	17,246	17,240	6				人件費	60,995	59,514	1,481
		地方債	0	0	0				公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0				一人あたり(円)	935	912	23
		0					世帯あたり(円)	2,209	2,182	27		
		0					職員数(人)	8.00	7.50	0.50		
	0					再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00			
今後の方向性	引き続き個人市民税の課税客体の正確な把握に努め、適正な賦課を行う。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	納税義務者(個人) 約50,000人							
	A	A	B									

事業：市民税賦課事業

市内に住所を有する個人や、市内に事業所を有する法人等に対し、各種課税資料等を基に市民税の適正・公平な賦課を実施した。

1. 個人市民税

市内に住所を有する個人、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない個人に対し、市民税申告書や給与支払報告書等の各種課税資料を基に個人市民税の賦課を行った。

また、課税資料における扶養状況の確認や内容調査の実施や、課税資料の提出がなく、所得状況の把握ができない未申告者に対して申告を促すなど、個人市民税の適正・公平な賦課に努めた。

2. 法人市民税

法人市民税は、市内に事業所・事務所または寮等を持っている法人（会社など）にかかる税金で、法人の従業員数や資本等の金額に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割がある。

各種の申告、国・府の課税資料との照合や、無申告法人の調査等を行い、法人市民税の適正・公平な賦課に努めた。

細事業：個人市民税賦課事業

1. 個人市民税（平成25年度 現年課税分調定額 5,832,433千円）

市内居住者等に対し、各種課税資料を基に個人市民税の適正・公平な賦課を実施した。

(1)平成25年度個人市民税納税義務者数

徴収区分	納税義務者の区分	義務者数	構成比(%)
普通徴収※	均等割※のみを納める者	2,131	4.2
	所得割※のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	16,010	31.8
	計	18,141	36.0
特別徴収※	均等割のみを納める者	1,399	2.8
	所得割のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	30,865	61.2
	計	32,264	64.0
合計	均等割のみを納める者	3,530	7.0
	所得割のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	46,875	93.0
	計	50,405	100.0

※普通徴収 … 納税義務者に直接納税通知書を交付し、税金を徴収する方法

※特別徴収 … 給与支払者や年金事業者により、給与年金等から税金を差し引きして徴収する方法

※均等割 … 所得金額がある一定以上の人に一律の額が課税される税金

※所得割 … 課税所得に比例して課税される税金